

平成23年9月30日

検察庁職員各位

検 事 総 長

「検察の理念」の策定に当たって

平成23年9月28日に開催された検察長官会同において、「検察の理念」が策定されました。

この「検察の理念」は、検察の使命と役割を明確にし、検察職員が職務を遂行するに当たって指針とすべき基本的な心構えを定めたものです。

この指針は、極めて多くの検察職員の皆さんの意見と検察組織外部の有識者の方々の意見をお聞きし、それらを踏まえ、検察長官会同における協議を経て会同員全員の賛同により定められました。このような経過からすれば、これは、職員の皆さんの手作りによる職務上の指針であると言っても過言ではありません。また、その内容には、現場職員の皆さんの使命感をもって公正・誠実に職務を遂行したいという熱意と、外部有識者の皆さんの検察のあるべき姿に対する冷静な視点が、反映されています。

せっかく策定した指針ですから、これを現場における日常の執務に反映しなければ、意味がありません。検察職員の皆さんが、この指針の内容を十分に理解して、検察の使命と役割についての自覚を深め、日常の職務の遂行に当たって、この指針の精神を体現するよう努力されることを期待いたします。